

意見書

平成25年5月31日

総務省行政管理局 行政手続室 様

名称・代表者氏名	ぜんこくちじかい 全国知事会 会長	やまだ けいじ 山田 啓二
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目6-3 都道府県会館6階	

「行政不服審査制度の見直しについて（案）」に関し、次のとおり意見を提出する。
まず、今回の制度見直しの主旨である、公正かつ国民が利用しやすい制度化という方向性には賛同するものである。

しかしながら、現行制度が一定の機能を果たしている中、理念が先行するあまり、実態から乖離し、費用対効果の面から問題が生じるような制度変更はすべきでない。

特に、国、都道府県、市町村では行財政規模や組織体制、人的資源が異なり、また、不服申立の処理件数・内容にも大きな差異があることから、その実情を十分に斟酌し、可能なものについては選択制や弾力的な運用を導入するなど、行政側の効率も向上させる見直しとなるよう十分留意願いたい。

また、制度の見直しが行われた場合、地方公共団体に与える影響が極めて大きいことから、十分な準備期間を確保されたい。

1 再調査の請求の創設〔P3 第2 1. 不服申立構造等（再調査の請求）〕

再調査の請求については、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済及び適正な行政運営を確保できる等の理由から基本的には賛成する。

ただし、

- ① 審査請求に前置させることにより、請求者・行政双方の負担になる
- ② 手続期間の長期化につながる
- ③ 一元化原則に反して分かりづらい

等の懸念もあることから、一律に義務付けるのではなく、申立人の選択制、又は申立人及び行政双方に利益となる分野に限定して認めること等による制度化を行われたい。

2 再審査請求の存置〔P 3 第2 1. 不服申立構造等（再審査請求）〕

再審査請求の存置については、制度の分かりやすさや簡易迅速性の確保の観点、また、手続的保障は他の仕組みで確保できることなどから原則として反対であるが、個々の処分の性質や、現行の救済措置の意義等も踏まえ、例外的に再審査請求が存置されるべきものもあると考えられるため、個別に慎重な判断を行うことが必要である。

特に、全国一律の判断が必要である法定受託事務については再審査請求の存置、あるいは、そもそも審査請求を原権限庁へ一本化すべきである。

3 審理員制度の創設〔P 5 第2 2. 審理体制（1）審理の主催者〕

審理員制度の創設については、

- ① 行政改革で人員削減を進めていること
- ② 事務の効率性・迅速性を損なう恐れがあること
- ③ 人材確保の面から配置が困難であり、公正性に資する効果もあまり期待できないこと

等の理由により反対であるが、より公正な審理を確保する観点から制度創設されるのであれば、少なくとも各審査庁が任意選択できる制度とされたい。

4 第三者機関への諮問制度の創設〔P 6 第2 2. 審理体制（2）第三者機関〕

第三者機関の設置の義務付けについては、

- ① 審理の長期化に繋がり、簡易・迅速な救済という不服申立て制度の目的に相容れないこと
- ② 処分庁と異なる第三者の審査庁が審理する場合にも第三者機関を設置し屋上屋を架していること
- ③ 組織・定員・予算増により行財政改革に逆行すること
- ④ 統一の組織で諮問を行うことは専門性の観点から疑問であること

等の理由により反対であり、第三者機関への諮問の仕組みは設けないこと（【第2案】）とされたい。

5 不服申立期間の見直し〔P 12 第2 4. 不服申立期間〕

不服申立期間については、不服申立ての趣旨が簡易迅速な制度であることからすれば、現行の「60日」の期間が特に短いということはなく、延長したとしても「3か月」程度が適当である。

行政処分の法的安定性の要請からすれば「6か月」のように過度に申立期間の延長をすべきでない。

6 行政手続法の改正〔P 14 第3 1. 処分等の求め／2. 行政指導の中止等の求め〕

「処分等の求め」については、何人も申し出ることが出来る手続であり、これに対する結果通知を必須とすると行政への過大な負担となることから、むしろ、結果通知義務がないことを積極的に明文化することが望ましい。

行政指導は、相手の任意の協力によってのみ実現されるものである、という法的位置付けを踏まえれば、「行政指導の中止等の求め」を規定することは、必要性に乏しい。

7 不服申立前置の見直し〔P 18 第4 2. 不服申立前置〕

不服申立人の負担軽減、不服申立制度と訴訟制度の機能分担の観点から、不服申立前置制度の見直しについては賛同する。

なお、見直しに当たっては、大量的処分、専門技術的処分など、不服申立を前置することにより申立人、行政の負担軽減に資するものがあることを踏まえ、不服申立前置制度の範囲を検討されたい。